

四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第32号

四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

(四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市三浜文化会館条例施行規則(平成28年四日市市規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正後		
別表(第9条関係)		
附帯設備使用料		
附帯設備品目	単位	使用料(単位円)
(略)		
電気受口の使用(1口1kw)	1回	110
コピー機	1枚	10
備考		
(略)		

改正前		
別表(第9条関係)		
附帯設備使用料		
附帯設備品目	単位	使用料(単位円)
(略)		
電気受口の使用(1口1kw)	1回	110
備考		
(略)		

第2条 四日市市三浜文化会館条例施行規則(平成28年四日市市規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市三浜文化会館条例(平成28年四日市市条例第16号。以下「条例」という。) <u>第16条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な規定を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第5条 条例第4条第1項の規定により、会館の使用許可を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により <u>指定管理者</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 <u>6月</u>から受け付けるものとする。ただし、市民の文化活動以外の目的に使用する場合は、使用日の属する月の初日前 <u>3月</u>から受け付けるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の定める期間前においても受け付けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定管理者</u>が、四日市市三浜文化会館管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)及び仕様書に基づき作成</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市三浜文化会館条例(平成28年四日市市条例第16号。以下「条例」という。) <u>第14条</u>の規定に基づき、条例の施行について必要な規定を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第5条 条例第4条第1項の規定により、会館の使用許可を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により <u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 <u>3月</u>から受け付けるものとする。ただし、市民の文化活動以外の目的に使用する場合は、使用日の属する月の初日前 <u>2月</u>から受け付けるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の定める期間前においても受け付けるものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

された事業計画書に示す文化振興のための事業を主催するために使用するとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

4 (略)

(許可書の交付)

第7条 指定管理者は、第5条第1項の使用許可の申請が適当であり、会館の使用を許可したときは、速やかに四日市市三浜文化会館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更及び取消し)

第8条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市三浜文化会館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式。以下「変更(取消)申請書」という。)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の10日前(当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日)までに申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市三浜文化会館使用変更

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

4 (略)

(許可書の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の使用許可の申請が適当であり、会館の使用を許可したときは、速やかに四日市市三浜文化会館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更及び取消し)

第8条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市三浜文化会館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式。以下「変更(取消)申請書」という。)に許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、使用日、使用時間区分又は使用施設を変更しようとするときは、使用日の7日前(当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日)までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市三浜文化会館使用変更(取消)

(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 3 指定管理者は、使用日、使用時間区分又は使用施設のいずれかの変更を許可したときは、当該許可に対する再度の変更は許可しないものとする。

(附属設備の利用料金)

第9条 条例別表に規定する会館の附属料金の利用料金の額は、別表に定める額を上限とする。

- 2 指定管理者は、条例第8条第2項及び前項に規定する利用料金承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の納付)

第10条 使用者は、使用の許可と同時に利用料金を納付しなければならない。ただし、時間超過利用料金及び附属設備利用料金については、使用の終了までに納付するものとする。

- 2 使用者は、第8条第2項の規定により、会館の使用の変更を許可された場合において、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額に対し不足する場合には、直ちに当該不足に係る利用料金を納付しなければならない。
- 3 官公署の使用に係る利用料金の納付については、第1項の規定にかかわらず別に納付期限を定めることができ

許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、使用日、使用時間区分又は使用施設のいずれかの変更を許可したときは、当該許可に対する再度の変更は許可しないものとする。

(附属設備の使用料)

第9条 条例別表に規定する会館の附属料金の使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、時間超過使用料及び附属設備使用料については、使用の終了までに納付するものとする。

- 2 使用者は、第8条第2項の規定により、会館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足する場合には、直ちに当該不足に係る使用料を納付しなければならない。
- 3 官公署の使用に係る使用料の納付については、第1項の規定にかかわらず別に納付期限を定めることができ

きる。

(利用料金の減免)

第 1 1 条 利用料金の減免を受けよう

とする者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書(第 6 号様式)に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない

2 指定管理者は、前項の申請書の提出

があったときは、速やかに審査のうえ、四日市市三浜文化会館減免決定通知書(第 7 号様式)により通知するものとする。

(利用料金の還付)

第 1 2 条 条例第 8 条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及び還付する額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき利用料金の全額
- (2) 使用者が使用日の前 2 0 日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき 既納の利用料金から取消料(利用料金から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額。ただし、1 0 円未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入した額とす

る。

(使用料の還付)

第 1 1 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき使用料の全額
- (2) 使用者が使用日の前 7 日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき 既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額。ただし、1 0 円未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

る。)を差し引いた額

2 指定管理者は、前項の取消料の額を定めるときは、取消料承認申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 使用者が第8条第2項の規定により、使用の変更を許可された場合において、既納利用料金に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。

4 前3項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館利用料金還付申請書（第9号様式）に第1項第1号の場合にあっては、許可書と利用料金領収書、第1項第2号の場合にあっては、変更（取消）許可書と利用料金領収書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

5 指定管理者は、前項による申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市三浜文化会館利用料金還付決定通知書（第10号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用者等の遵守事項）

第13条 （略）

(1)から(5)まで （略）

(6) その他指定管理者及び係員の指示に従うこと。

第14条 （略）

2 使用者が第8条第2項の規定により、使用の変更を許可された場合において、既納使用料に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。

3 前2項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館使用料還付申請書（第5号様式）に第1項第1号の場合にあっては、許可書と使用料領収書、第1項第2号の場合にあっては、変更（取消）許可書と使用料領収書を添えて市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項による申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市三浜文化会館使用料還付決定通知書（第6号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用者等の遵守事項）

第12条 （略）

(1)から(5)まで （略）

(6) その他市長が定める事項及び係員の指示に従うこと。

第13条 （略）

<p>(施設等の損傷の届出)</p> <p><u>第15条</u> 使用者等は、施設及び附属設備又は資料を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を付して<u>指定管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用後の届出及び点検)</p> <p><u>第16条</u> 使用者は、条例<u>第14条</u>の規定に基づき、施設等を原状に回復したときは、速やかに<u>指定管理者</u>に届け出て、その点検を受けなければならない。</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p><u>第17条</u> 何人も<u>指定管理者</u>の許可を受けずに、会館及び会館敷地内において物品を販売し、又は金品の募集等を行い、若しくは行わせてはならない。</p> <p><u>第18条</u> (略)</p>	<p>(施設等の損傷の届出)</p> <p><u>第14条</u> 使用者等は、施設及び附属設備又は資料を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を付して<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(使用後の届出及び点検)</p> <p><u>第15条</u> 使用者は、条例<u>第12条</u>の規定に基づき、施設等を原状に回復したときは、速やかに<u>市長</u>に届け出て、その点検を受けなければならない。</p> <p>(販売行為等の禁止)</p> <p><u>第16条</u> 何人も<u>市長</u>の許可を受けずに、会館及び会館敷地内において物品を販売し、又は金品の募集等を行い、若しくは行わせてはならない。</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>
---	--

改正後		
別表 (第9条関係)		
附帯設備 <u>利用料金</u>		
附帯設備品目	単位	<u>利用料金</u> (単位円)
(略)		
備考		
1 (略)		
2 グランドピアノの <u>利用料金</u> については、本館のグランドピアノの <u>利用料金</u> を表示している。		
3 会議用マイク・アンプセットの <u>利用料金</u> については、視聴覚室及び多目的ホ		

ールに既設のもの並びに各部屋に持ち運びできるものの利用料金を表示している。

改正前

別表（第9条関係）

附帯設備使用料

附帯設備品目	単位	<u>使用料</u> （単位円）
（略）		

備考

- 1 （略）
- 2 グランドピアノの使用料については、本館のグランドピアノの使用料を表示している。
- 3 会議用マイク・アンプセットの使用料については、視聴覚室及び多目的ホールに既設のもの並びに各部屋に持ち運びできるものの使用料を表示している。

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市三浜文化会館

受付番号	
------	--

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

四日市市三浜文化会館指定管理者

申請者 住所 _____ 電話 _____

団体名 _____

氏名 _____

四日市市三浜文化会館の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用目的							
使用内容				入場			
				予定人員	人		
	使用時間区分						
使用日時 及 び 使用施設	使用年月日（曜日）	使用施設名	午前	午後	夜間	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~16:30	17:30 ~21:00	9:00 ~21:00	
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
使用器具名 （有料）							
使用器具名 （無料）			持込器具名				
区分	文化活動	その他（ ）			商業宣伝・営業		

施設利用料金	施設利用料金		超過利用料金			合計①
	円		時 分 から 使用 まで 円			円
附属設備 利用料金	種類又は品目	単 価	数量	回数	金 額	合計②
		円			円	円
					総利用料金①+②	円

備考 1 四日市市三浜文化会館条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

第2号様式（第7条関係）

四日市市三浜文化会館

受付番号	
------	--

_____年 月 日

申請者 住所 _____ 電話 _____

団体名 _____

氏名 _____ 四日市市三浜文化会館指定管理者

四日市市三浜文化会館の使用を次のとおり、次のとおり許可します。

使用目的							
使用内容					入場		
					予定人員	人	
					使用時間区分		
使用日時 及 び 使用施設	使用年月日（曜日）	使用施設名	午前	午後	夜間	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~16:30	17:30 ~21:00	9:00 ~21:00	
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
	年 月 日（ ）						
使用器具名 （有料）							
使用器具名 （無料）			持込器具名				
区分	文化活動	その他（ ）			商業宣伝・営業		

施設利用料金	施設利用料金		超過利用料金			合計①
	円		時 分 から 使用 ま だ まで 円			円
附属設備 利用料金	種類又は品目	単 価	数量	回数	金 額	合計②
		円			円	円
					総利用料金①+②	円

備考 1 四日市市三浜文化会館条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
2 使用後は、設備等を原状に復し、係員の指示に従ってください。

第3号様式（第8条関係）

四日市市三浜文化会館
使用変更（取消）許可申請書

年 月 日

四日市市三浜文化会館指定管理者

申請者 住所

団体名

氏名（代表者）

電話

四日市市三浜文化会館の使用変更（取消）許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用日時			
使用目的			
変更（取消）の理由			
変更の内容			

※ 利用料金の 精算	変	既納利用料金	変更後の利用料金	差引利用料金
	更		円	円
※ 利用料金の 精算	取	既納利用料金	徴収金	還付金
	消		円	円
※受付年月日		年 月 日	※許可年月日	年 月 日

- 備考 1 施設使用許可書を添付してください。
2 ※欄は記入しないでください。

第4号様式（第8条関係）

四日市市三浜文化会館
使用変更（取消）許可書

年 月 日

四日市市三浜文化会館指定管理者

申請者 住所 _____

団体名 _____

氏名（代表者） _____

電話 _____

四日市市三浜文化会館の使用変更（取消）を次のとおり許可します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用日時			
使用目的			
変更（取消）の理由			
変更の内容			

※ 利用料金の精算	変	既納利用料金	変更後の利用料金	差引利用料金
	更	円	円	円
	取	既納利用料金	徴収金	還付金
	消	円	円	円

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

四日市市長

指定管理者 所在地 _____
 名 称 _____
 代表者氏名 _____
 電 話 _____

四日市市三浜文化会館条例第8条第2項の規定により、次のとおり四日市市三浜文化会館の利用料金の承認を申請します。

1 施設の利用料金

区分		基本利用料金 (円)			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
リハーサル室	リハーサル室A				
	リハーサル室B				
練習室	練習室A				
	練習室B				
	練習室C				
	練習室D				
会議室	会議室A				
	会議室B				
	会議室C				
	会議室D				
	会議室E				
	会議室F				
	会議室G				
	会議室H				
展示室	展示室A				
	展示室B				
視聴覚室					
創作スぺ	(1 / 2 使				

ース	用)				
	(全使用)				
陶芸室					
多目的ホ ール	専用使用				

2 附属設備の利用料金

付帯設備品目	単位	利用料金 (単位円)
グランドピアノ (大)	1回1台	
グランドピアノ (小)	1回1台	
アップライトピアノ	1回1台	
バレエ用レッスンバー	1回1台	
移動鏡 (姿見)	1回1台	
ダイナミックマイク・ワイヤレスマイク	1回1本	
ワイヤレスマイクセット (拡声装置付)	1回1式	
ミキサー (10ch)	1回1式	(セット)
スピーカー (2台1組)		
指揮台	1回1台	
譜面台	1回1台	
イーゼル	1回1台	
金屏風 (1双)	1回1双	
簡易ステージ (演壇)	1回1台	
演台 (講師用)	1回1台	
演台 (司会者用)	1回1台	
プロジェクター (常設型) (常設スクリーン付)	1回1式	
スポットライト	1回1式	
電気炉	1台1時間	
展示用パネル	1回1式	
プロジェクター (小) (簡易スクリーン付)	1回1式	
簡易スクリーン	1回1台	
会議用マイク・アンプセット	1回1式	

(マイク 1 本付)		
DVDプレーヤー	1 回 1 台	
液晶モニター	1 回 1 台	
CD・カセットプレーヤー	1 回 1 台	
電気受口の使用 (1 口 1 kw)	1 回	
コピー機	1 枚	

第6号様式（第11条関係）

四 日 市 市 三 浜 文 化 会 館
減 免 申 請 書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所

団体名

氏名（代表者）

電話

四日市市三浜文化会館の施設使用にかかる減免を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用日時			
使用目的			
減免の理由			

※ 使用料の 精算	減	既納使用料	減 免 額	還 付 金
	免	円	円	円
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	年 月 日

- 備考 1 施設使用許可書を添付してください。
2 ※欄は記入しないでください。

第6号様式の次に次の4様式を加える。

第7号様式（第11条関係）

四日市市三浜文化会館
減免（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

申請者 住所

団体名

氏名（代表者）

四日市市長

四日市市三浜文化会館の施設使用にかかる減免について、下記の通り（承認・不承認）と決定しましたので通知します。

施設使用許可年月日	年月日	施設使用許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用日時			
使用目的			
不承認の理由			

第8号様式（第12条関係）

取 消 料 承 認 申 請 書
年 月 日

四日市市長

指定管理者 所在地 _____
 名 称 _____
 代表者氏名 _____
 電 話 _____

四日市市三浜文化会館条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり四日市市三浜文化会館の取消料の承認を申請します。

取 消 料

区分		基本利用料金（円）			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
リハーサル室	リハーサル室A				
	リハーサル室B				
練習室	練習室A				
	練習室B				
	練習室C				
	練習室D				
会議室	会議室A				
	会議室B				
	会議室C				
	会議室D				
	会議室E				
	会議室F				
	会議室G				
	会議室H				

展示室	展示室A				
	展示室B				
視聴覚室					
創作スペース	(1 / 2 使用)				
	(全使用)				
陶芸室					
多目的ホール	専用使用				

第9号様式（第12条関係）

四 日 市 市 三 浜 文 化 会 館
利 用 料 金 還 付 申 請 書
四日市市三浜文化会館指定管理者

申請者 住所 _____
 団体名 _____
 氏名（代表者） _____ 印
 電話 _____

四日市市三浜文化会館利用料金の還付を次のとおり請求します。

施設使用 許可年月日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更 （取消）許可年月 月 日	年 月 日	施設使用変更 （取消）許可番号	第 号
許可を受けた施設			
使用月日			
使用目的			
還付請求の理由			
※既納利用料金	円	※還付請求額	円
※受付年月日	年 月 日	※決定年月日	年 月 日 第 号

- 備考 1 ※欄は記入しないでください。
 2 施設使用許可書又は変更（取消）許可書と利用料金領収書を添付してください。

第 10 号様式 (第 11 条関係)

四 日 市 市 三 浜 文 化 会 館
利 用 料 金 還 付 決 定 通 知 書

年 月 日

四日市市三浜文化会館指定管理者

申請者 住所 _____

団体名 _____

氏名 (代表者) _____ ㊟

電話 _____

年 月 日付けで申請のあった四日市市三浜文化会館利用料金の還付に
ついては次のとおり決定しました。

施 設 使 用 許 可 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更 (取 消) 許可年月日	年 月 日	施設使用変更 (取消) 許可番号	第 号
許可を受けた 施設			
使 用 月 日			
使 用 目 的			
還 付 請 求 の 理 由			
※既納利用料金	円	※還付請求額	円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は、令和2年4月1日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の四日市市三浜文化会館条例施行規則第5条第2項の適用について、同項中「6月」とあるのは、令和3年4月1日から同年4月30日までの間は「4月」と、同年5月1日から同年5月31日までの間は「5月」とする。

(市民文化部文化振興課)